

業務管理体制の整備に関する事項の届出について

参考資料5-2

◎保育所開設や、施設等の新規開設に伴う事業実施地域の変更により届出先の変更が生じた場合は、業務管理体制の整備及び行政機関への提出を遅滞なくお願いします。

1 届出先

設置する施設等の所在地	届出先
川崎市内のみに所在	川崎市 長
神奈川県内の複数の市町村に所在	神奈川県 知事
複数の都道府県に所在	内閣総理大臣

2 届出事項

設置する施設等の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査
20か所未満	○	×	×
20～100か所未満	○	○	×
100か所以上	○	○	○

3 届出様式

届出先	届出の種類	届出様式
川崎市 長	新規の届出	様式3-1(本市様式)
	届出事項の変更	様式3-2(本市様式)
	届出先の変更	様式3-3(県様式)又は様式3-5(国様式)の副本
神奈川県 知事	新規の届出	様式3-3(県様式)又は様式3-5(国様式)
	届出事項の変更	様式3-4(県様式)又は様式3-6(国様式)
	届出先の変更	様式3-5(国様式)の副本
内閣総理大臣	新規の届出	様式3-5(国様式)
	届出事項の変更	様式3-6(国様式)
	届出先の変更	様式3-5(国様式)